



3月・4月の予定



3月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12 ①	13	14	15 ②	16	17	18
19	20	21 春分の日	22	23	24	25
26	27 サロン セミナー	28	29	30	31	

4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ③	3	4	5	6	7	8
9	10 ④	11	12	13 サロン セミナー	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30 振替 休日						昭和の日

《3月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(2月分)の納付期限
(3月10日が休日のため3月12日まで)
- ②平成29年分贈与税・所得税の確定申告・納税の期限
(3月15日まで)
- ③社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限
(3月31日が休日のため4月2日まで)
- ※1)1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の
中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)

【その他】

- ・社員の身分証明書、三六協定等、期限切れとなる文書がないかを
チェックし、必要なものは更新する。
- ・4月昇給実施予定の企業では、資料・情報を集め、具体的な
検討の開始。
- ・新入社員の入社に伴う法定事務、社内事務については、チェック
リストを使って早めに準備開始。

《4月》

- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(3月分)の納付期限
(4月10日まで)
- ※2)社会保険料、児童手当拠出金(3月分)納付期限
(4月30日が休日のため5月1日まで)
- ※3)2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の
中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)
- ※4)固定資産税(都市計画法)第1期分の納付
(市町村の指定日まで)

【その他】

- ・新入社員の入社や異動は、健保と厚年について、入社・退職の
日から5日以内に被保険者資格取得・喪失届を、所轄の年金
事務所(または健保組合)に提出する。
- ・新入社員から「扶養控除等(異動)申告書」を提出させ、賃金
台帳(一人別源泉徴収簿)に税額表の適用区分などの各事項を
移記する(未提出は高い税率に欄が適用されるおそれ
があるので、ご注意ください)。
- ・4月昇給企業では、個人別昇給額が決定したら、給与明細書に
新しい基本給金額を記載し、基本給にスライドして変動する
諸手当があるときは忘れずに書き直しておく。時間外勤務の
時間当り単価も以後の給与計算で間違わないように注意し
てください。

イベント紹介



平成30年1月25日(木)

新年最初のサロンセミナーにて「銀行が唸る決算書！」という
テーマで講話し、多くの参加者から大好評でした。

じょうの
税理士上能はいつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ちしております。